

令和6年度 第1回郡山市公文書管理委員会 会議要旨

- 1 日時 令和6年7月22日（月）15時～16時20分
- 2 場所 郡山市役所 庁議室
- 3 出席者
[委員] 阿部委員、白石委員、徳竹委員、永森委員（オンライン）、山田委員
[傍聴者] 0人
- 4 議事
(1) 特定歴史公文書等の利用等に関する規則について
(2) 利用請求に対する処分に係る審査基準について

1 開会

- (1) 市長挨拶
挨拶後、市長は公務のため退席
- (2) 委員挨拶
- (3) 事務局職員紹介
- (4) 委員会の概要説明
- (5) 会長及び副会長の選出
委員の互選により、徳竹剛委員を会長、山田委員を副会長に選任することを決定した。
- (6) 会議の公開について
郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針により、会議は原則として公開することとした。

2 議事

- (1) 議事に入る前に、事務局からこれまでの経緯を説明した。

資料1 郡山市公文書管理委員会の職務について

資料2 公文書管理の年次計画

資料3 郡山市区文書管理条例の概要

公文書の保存と利用

郡山市歴史情報博物館の概要

[質疑]

○委員

個別業務システムが、市役所で70ほど存在するということだが、文書管理システムでは把握できない公文書というものが存在しているということになるのか。

○事務局

昨年度、全庁的な公文書ファイルの見直しに伴って、個別業務システムについてもファイル名を登録するルールにしたところ、把握した個別業務システムが 77 あった。

○委員

どんな文書が実際にあるのか、量も現時点では把握していないのか。今後の課題ということか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

今後目録公開システム（現用文書のいわゆる行政文書の公開システム）と博物館資料も合わせた歴史的な資料を公開するデジタルアーカイブシステムは 1 つのシステムになるのか。一般市民や外部の利用者は、利用開示請求の利用請求も 1 つのシステムで、検索、請求をするようになるのか。

○事務局

別々のシステムが入る予定である。

○委員

別々の方が混乱せずに、入口を分けてあるので、市民にとっては分かりやすい。何より職員にとってもわかりやすい。

○委員

公文書を作成した職員が、移管するか廃棄するか基準に照らして分類し、その後、廃棄に分類されたものであっても、実際保存期間が満了するときに本当に廃棄でいいのか再確認するシステムになっているというところについて、この再確認は、同じ文書を総務法務課と歴史情報博物館の 2 機関でチェックするということがよいか。

○事務局

そのとおりである。職員は、歴史公文書の選別基準があるのでそれに沿って分類してファイルに文書を入れるが、廃棄だとしても文書の保存期間が最長 30 年あるので、その長い保存期間中、文書の価値が変わるものもある。一旦は総務法務課で確認し、歴史情報博物館の方に選別リストを渡す。同じ文書であっても別の視点で見ると移管に変更になることもある、二段階チェックになっている。

(2) 議事 特定歴史公文書等の利用等に関する規則について

資料 3 利用請求から利用決定まで流れ【図】

利用等規則、利用請求に対する処分に係る審査基準の概要について

[質疑]

○委員

利用者が利用請求する時の本人情報の確認をするという部分について、これは他の自治体の公文書館などでも既に行われていることか。

○事務局

他自治体の規則を参考にしているが、やはり運転免許証、健康保険証、外国人の場合の確認書類などを提示又は提出していただく規定がある。

○委員

そうすると例えば、現物を閲覧しに来る利用者は、免許証などを確認することになるが、現地に足を運ばなくても得られるサービスが、今後の利用等規則などでもし規定される場合、本人情報の確認をするのは少し難しくなるのではないか。他の自治体などの運用で特に問題なく行われているのであれば、そこまでナーバスにならなくてもいいのではないか。

○事務局

他の自治体の運用は2種類あり、紙で写しを請求書と一緒に郵送してもらう、又はメールで提出してもらうという方法もあったので、運用については今後検討したい。

○委員

本人情報を確認することに意味があるのかわからない。必要ではない情報はあまり収集しない方がいいのではないかと思う。利用請求した人が何者であるか免許証等を通じて確認することに業務上どういう必要性があるのか。

○事務局

個人情報の取り扱い、個人識別情報が閲覧申請した特定歴史公文書等に記載される場合には、本人は閲覧できるが、第三者の場合は取り扱いが変わってくる。その辺りの確認事務で必要になると考えている。

○委員

本人情報や死者の情報が知りたいという場合には、本人情報の確認が必要だということにして、それ以外は特に確認せずに利用請求書を受け付けてもいいのではないか。例えば、図書館は、本をその場で閲覧するときには別に図書館カードがなくても閲覧できる。それと同じような運用にした方が簡便でよいのではないか。

○事務局

公開とした特定歴史公文書であれば問題ないが、利用請求を受けてから審査をする予定なので、大部分が要審査になる。受付の時点で、本人情報の確認をしておかないと、利用者の方にとっても二度手間になる場合もあるのではないかと思うので、個人情報の確認をしたいと考えている。

○委員

国の方では利用カードを作らせる時に確認をしている施設があるかもしれないが、個別の利用請求については、本人確認をしていないのではないかと思う。公文

書管理法の精神は、公文書は国民共有の知的資源であり、できるだけ多くの人に共有してもらえれば、それは望ましいこと。公開できない情報はマスキングで保護して、1人で来ようが、3人で来て閲覧して情報が共有されようが、その閲覧した情報についても写真に撮ってウェブサイトなんかに載せて、皆さんどんどん見てくださいう風な拡散されていく、むしろそれが好ましいという精神で作られているのが公文書管理法なので、利用者の本人確認が必要なのが引っ掛かった。他の自治体の事例もそのような運用をされているということだが、説明を聞いてもすっきりしない。

○事務局

他市の状況などさらに調査を進めて、なるべく多くの方に利用してもらおうというのを念頭に置いて、運用について定めたいと考えている。運用の詳細については検討を進めているところなので、その辺りは再検討の余地があると考えている。

○委員

利用申し込みの段階で、閲覧表に住所や電話番号などを書いていただくことはあると思う。ただ、それは単に忘れ物があつた時とかの連絡とか、最近だとコロナの感染者が同じ時間帯にいた場合の連絡先であり、必ずしも誰が何を見たかを公文書館、アーカイブズ側で確認しておく特段の必要はこれまでの経験ではなかったと思う。それぞれの自治体で取り決めがあるので、他の施設でも申し込みの段階で行っているのであれば、やらないという理由を探すのも変にはなると思うので、その辺りのバランスも含めて検討いただければと思う。

福島県立歴史資料館では、利用申し込みの閲覧表にその場で連絡先を書いてもらっているが、時々どうして書かなければならないのか聞かれることもある。その場合は、忘れ物や計算ミスなどがあつた場合に、連絡をすることがあることをお伝えして身分証の確認はしていない。逆に言うと、嘘を書かれてもわからないが、嘘を書かれたことによる不利益については特にないだらうと思う。唯一、本人の確認、掲載許可に関しては、郵送でやり取りをするので、嘘の住所を書かれていれば、相手方に届かないだけなので、住所と電話番号でやり取りする時に連絡が取れれば、免許証の確認まではしていないけれども、住所と電話番号に偽りがなかったもので、当事者との連絡は取れる。厳密にすれば名前が偽名だということもあるとは思いますが、そこまでを想定した本人情報の確認制度ではない。

○委員 おそらく多くの方は問題なく閲覧していただけるかと思うが、公文書館、歴史博物館の使命の1つに永久保存の文書を確実に保存するという役割があり、歴史的な公文書は、破棄されてしまうと代わりのものがないので、閲覧で何か問題が起こった場合に、どこの誰が見に来たか把握していないと博物館として困る。おそらくその辺の危惧というか対応について、もしかしたら念頭に置いて本人確認は一応しておこうというような運用なのかなと解釈した。

○委員

どこの誰がどんな資料を利用請求したかというのは、おそらく利用請求書の中に氏名や住所、メールアドレスから、博物館に保存年限の間は積み上がっていくと思う。それにより年間で何件利用請求があったか、誰が見たか発表しないにしても郡山市の情報としては蓄積されるはずなので、全く把握できていないわけではないと思う。問題は、請求した人が本人であるかの確認をその都度する必要がどこまであるかというところですね。

○委員

一律本人情報の確認することがどうなのかが疑問点として出てきている。改めて手続きについて、ご検討いただくのがよろしいのではないかと思います。改めて必要性などを検討していただいて、利用等規則に反映していただきたいと思う。

この点以外で一点お伺いしたい。利用請求があった後に、それが非公開や部分公開になった時に、不服があった場合は、公文書管理委員会に付されるということだが、これは申請がある度に、委員会が開催されるということか。実際に公文書管理委員会の開催について、どのようなことを想定され、どういう手順を想定されているのか。

○事務局

基本的には、あまり審査請求が頻繁に起こるものではないと想定をしているが、14日以内、延長して44日以内と期間が決められている。ためておくこともできないので、基本的には1件ごとの審査を想定している。

○委員

3名いないと、委員会が成立しないということだったので、不服申し立てについて対応する時には、もしかしたら集まることが難しい状況もあるだろうと思う。そういう事態になって慌てるわけにはいけないと思うので、規則というより内規というか運用のところだと思うが、その点を考えていただいた方がよろしいかと思う。

○委員

それに関連して、仮になるべくそういう不服申し立てはない方がいいと思うが、仮にマスキングして出した文書に対して不服申し立てが出たときは、我々が、郡山市、歴史情報博物館の公文書館部門の判断が正しかったどうか多分審査することになると思うが、当たり前だがインカメラ方式、要するにマスキングされた文字が何かっていうのは、私らは見て判断ということではよろしいか。

○事務局

当然そうなると思う。

○委員

守秘義務が何か課せられると思うが、インカメラ方式で審査するということはわかりました。

(3)利用請求に対する処分に係る審査基準について

資料3 条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

[質疑]

○委員

郡山市特有の考慮すべき事項は今確認できないので、おおむね国の基準に則ってスタートしてみる、そういう理解でよろしいか。

○事務局

そのとおりである。

3 その他

今回の議事に関する意見は、これから送付する書面により回答いただきたい。その結果により、次回の会議開催を決定する。

4 閉会